

株式会社テンプスホールディングス 定款

定款
第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社テンポスホールディングスと称し、英文では、TENPOS HOLDINGS Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理すること及びこれに付帯又は関連する事業を営むことを目的とする。

- (1) 飲食店、仕出し給食等フードサービス業向け厨房機器の新品及び中古品の再生販売及び賃貸
 - (2) 店舗用テーブル、椅子、カウンター等及び店内装飾品等の再生販売及び賃貸
 - (3) 店舗の内装工事及び建築資材の販売
 - (4) 衣料及び貴金属等生活用品の販売
 - (5) 産業廃棄物収集運搬業
 - (6) 宅地建物取引業
 - (7) 飲食店経営及び食品の販売
 - (8) 介護用品の販売
 - (9) 労働者派遣業
 - (10) 有料職業紹介事業
 - (11) パーソナルコンピュータ・オフィスオートメーション機器の買取及び販売
 - (12) 損害保険代理店業
 - (13) コンピューター、ソフトウェア及び事務用機械器具の販売及び賃貸
 - (14) 前各号に付帯関連する一切の事業
- 2 当社は、前項各号に定める事業及びこれに付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都大田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、57,000,000株とする。

(1単元の株式数)

第6条の2 当会社の1単元の株式数は100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第6条の3 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第7条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第8条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款の他、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第9条 当会社の定時株主総会は、毎年7月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第10条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年4月30日とする。

(招集権者及び議長)

第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第12条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主及び代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第15条 当社の取締役は10名以内とする。

(選任方法)

第16条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第17条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第18条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第20条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第21条 当会社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第22条 取締役会に関する事項は、法令または本定款の他、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第24条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第25条 当会社の監査役は4名以内とする。

(選任方法)

第26条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(監査役会の招集通知)

第28条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(常勤の監査役)

第29条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会規程)

第30条 監査役会に関する事項は、法令または本定款の他、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第33条 当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第34条 当社は、剰余金の配当及び自己株式の取得等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第35条 当社の期末配当の基準日は、毎年 4 月 30 日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年 10 月 31 日とする。

3 前 2 項の他、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

2 未払いの剰余金の配当には利息をつけないものとする。

平成 14 年 7 月 15 日 改定

平成 16 年 7 月 28 日 改定

平成 17 年 7 月 28 日 改定

平成 18 年 7 月 25 日 改定

平成 21 年 7 月 24 日 改定

平成 25 年 6 月 7 日 改定

平成 25 年 7 月 20 日 改定

(改定部分効力発生により附則削除 平成 25 年 11 月 1 日)

平成 29 年 7 月 21 日 改定

(改定部分効力発生により附則削除 平成 29 年 11 月 1 日)

令和 4 年 7 月 27 日 改定

(改訂部分効力発生により附則削除 令和 5 年 3 月 2 日)

令和 8 年 7 月 29 日 改定